

(改正後) 行政改革研究会設置要綱

(目的)

第1条 県及び県内市町村は、効果的かつ効率的な行政運営を実現するとともに、共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討を行うため、行政改革研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次の事項について研究及び検討を行う。

- (1) 県内市町村が連携して実現する効果的かつ効率的な行政運営に関する事項
- (2) 県内市町村において共通する行政課題の解決に関する事項
- (3) その他研究会の目的の達成に必要な事項

(構成)

第3条 研究会は、会長、副会長及び委員をもって構成し、それぞれ別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 研究会の会議は、会長が招集し、主宰する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は不在のときは、その職務を代行する。

(研究部会)

第4条 研究会は、必要に応じて、研究会が決定した研究事項の具体的な研究及び検討を行うため、研究部会を設置することができる。

- 2 研究部会は、研究及び検討の結果を研究会に報告するものとする。
- 3 研究部会は、県及び参加を希望する県内市町村の職員をもって構成する。
- 4 研究部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。
- 5 研究部会の会議は、部会長が招集し、主宰する。
- 6 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。
- 7 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代行する。

(検討部会)

第5条 研究会は、必要に応じて、研究会が決定した検討事項について市町村間の連携による解決を図るために必要となる検討及び調整を行うため、検討部会を設置することができる。

- 2 検討部会は、検討及び調整の結果を研究会に報告するものとする。
- 3 検討部会は、県及び参加を希望する県内市町村の職員をもって構成する。
- 4 検討部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。

- 5 検討部会の会議は、部会長が招集し、主宰する。
- 6 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 7 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代行する。

(事務局)

第6条 群馬県総務部市町村課に事務局を設置し、研究会及び部会における庶務等を処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月 日から施行する。

(別表) 行政改革研究会の構成員名簿

区分	職名
1 会長	群馬県総務部市町村課長
2 副会長	行政改革研究会の構成員のうちから会長が指名する者
3 委員	前橋市総務部行政管理課長 高崎市総務部企画調整課長 桐生市総務部総務課長 沼田市総務部企画課長 館林市政策企画部企画課長 神流町総務課長 中之条町総務課長 東吾妻町企画課長 川場村総務課長 明和町総務課長 群馬県市長会事務局長 群馬県町村会事務局長